

令和 7 年 第 1 回定例会

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 7 年 1 月 30 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (1月30日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○広域連合長挨拶	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○一般質問	27
○広域連合長挨拶	33
○閉会の宣告	33
○署名議員	35
○議案審議結果一覧表	37

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第30号

令和7年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年1月23日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

1 期 日 令和7年1月30日 午後1時30分

2 場 所 さいたま市浦和区高砂3-12-24
埼玉教育会館 2階 201・202

令和7年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和7年1月30日（木曜日） 午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 6号 令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 7号 令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第 8号 令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第12 一般質問

出席議員（１５名）

１番 吉 田 信 解
４番 木 津 雅 晟
８番 渡 邊 一 美
１２番 小 川 利 八
１４番 茂 木 一 郎
１６番 岡 崎 和 広
１８番 佐 藤 弘 一
２０番 黛 浩 之

３番 高 畑 博
７番 小 野 克 典
１１番 須 永 宣 延
１３番 三 浦 和 也
１５番 枝久保 喜八郎
１７番 鳥 羽 恵
１９番 吉 澤 康 広

欠席議員（５名）

２番 頼 高 英 雄
６番 河 田 晃 明
１０番 窪 田 裕 之

５番 川 合 善 明
９番 富 田 能 成

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 富 岡 勝 則
事務局長 小 貝 喜海雄
事務局次長
兼保険料課長 土 屋 和 久

副広域連合長 井 上 健 次
事務局次長
兼総務課長 葛 西 和 仁
給付課長 古 瀬 力

職務のため出席した者の職氏名

書 記 川 村 明日香

書 記 町 田 翔 一

開会 午後1時28分

◎開会及び開議の宣告

○議長（枝久保喜八郎） 開会に当たり、議長から申し上げます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、議長から議員の皆様申し上げます。

会議の途中で定足数の10名を欠くに至った場合には、会議を継続することが困難となりますので、本日の議事日程を全て終了するまで御退席等はなさらないようお願い申し上げます。

また、会議規則第48条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることでありますので御注意ください。

あわせて、議案や資料に記載のある数字について回答を求める質問は、円滑な議事運営のためお控えくださいますようお願い申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（枝久保喜八郎） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してある日程表のとおりでございますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（枝久保喜八郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、8番、渡邊一美議員、11番、須永宣延議員、以上2名の方を議長において指名いたします。

◎会期の決定

○議長（枝久保喜八郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（枝久保喜八郎） 日程第 3、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出された議案は、お手元に配付した通知の写しのとおりであります。

次に、広域連合長から送付された説明員の出席についての通知の写し、監査委員から送付された例月現金出納検査の結果についての通知の写し、一般質問通告書をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、広域連合長から送付された議案第 4 号及び議案第 8 号に係る追加参考資料をお手元に配付いたしましたので、御了承願います。

なお、本日、傍聴人より録音及び写真撮影をしたい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、御了承願います。録音を許可された傍聴人におかれましては、休憩中の会議の録音は固く禁じますので、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎広域連合長挨拶

○議長（枝久保喜八郎） ここで、広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） 広域連合長を務めております朝霞市長の富岡勝則でございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和 7 年第 1 回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年の 12 月 2 日に被保険者証が廃止となり、マイナ保険証を基本とする新たな仕組み

に移行をいたしました。現時点では大きな混乱は生じていないと認識しておりますが、今年8月の資格情報の一斉更新の際には、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、また、お持ちでない方には資格確認書を送付することとなります。マイナ保険証の有無により内容が異なるとともに、これまでとは違う新たなものを受け取ることとなるため、戸惑われる方が出ることも想定されます。そのため、広域連合といたしましては、内容を分かりやすく記載したパンフレットを同封するなどの工夫を行い、混乱が生じないように努めてまいります。

そして、国において令和5年12月22日に閣議決定をされた「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革行程）」に基づき、医療保険制度改革について議論が行われております。この議論の結果、医療費が高額となった場合に所得に応じて被保険者の自己負担を軽減するための仕組みである高額療養費制度が、7年ぶりに見直されることとなりました。

法令の改正はこれからになりますが、見直しは3年間にわたり3段階で行われるとのことで、まず、今年の8月には自己負担の上限額が所得区分に応じて2.7%から15%の間で引き上げられます。それ以降、来年の8月には所得区分の細分化が行われるとともに、来年、再来年の2回に分けて上限額を引き上げるとのことでございます。

この見直しは、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、能力に応じた負担をきめ細かく求め、セーフティネットとしての高額療養費制度をしっかりと堅持していくためのものとされております。その一方で、制度がこれまで以上に複雑となるため、国と連携をして丁寧に周知を図っていく必要があると考えております。

今後も被保険者の皆様が安心して適切に医療を享受し、健康で自立した生活ができるよう努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日の定例会の議案でございますが、条例議案4件、令和6年度補正予算議案2件、令和7年度予算議案2件の計8議案でございます。

議員の皆様には、御同意を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第4、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります令和7年第1回定例会埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の1ページをお開きください。

下段の提案理由にありますように、刑法等の一部を改正する法律の施行により、罰則に関し所要の規定の整備をする必要があるため、本条例を制定するものです。

内容でございますが、右肩にナンバー4とあります議案参考資料の1ページをお開きください。

趣旨ですが、令和7年6月1日に懲役及び禁錮が廃止となり、これらに代わるものとして拘禁刑が創設されることとなりました。これに伴い、広域連合の条例において罰則で懲役を処する規定について、いずれも拘禁刑に改正いたします。

また、本条例案はさいたま地方検察庁と事前協議を行っており、「指摘すべき問題点はない」と回答をいただいております。

なお、新旧対照表は2ページから5ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で議案につきましての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 鳥羽恵です。よろしくお願いします。

この改正は現行の懲役及び禁錮を廃止して一本化する拘禁刑を創設するものです。これは当該受刑者に作業と指導を強制するものではありませんか。お答えください。

○議長（枝久保喜八郎） 答弁願います。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 御質問にお答えします。

拘禁刑の創設は、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進するためのものとされており、法律上必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができると規定されています。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 再質疑はございますか。

○17番（鳥羽 恵） ないです。

○議長（枝久保喜八郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

まず、本案に対する反対討論を許可いたします。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、現行の懲役及び禁錮を廃止し一本化する拘禁刑を創設し、当該受刑者に作業と指導を強制するもので、1907年に制定された刑法典の刑罰体系、重い順に言うと死刑、懲役、禁錮、罰金、勾留、没収の7種類ですが、これを根本から変えて厳罰化するものです。

国際的な刑事処遇にも逆行するもので、権力者の濫用のおそれがある重大な改悪で、断じて認められません。反対いたします。

○議長（枝久保喜八郎） 次に、賛成討論を許可いたします。

19番、吉澤康広議員。

○19番（吉澤康広） 議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、賛成の立場から討論いたします。

本条例案は刑法等の一部改正に伴うもので、この改正は令和7年6月1日に施行されることが決定しており、本条例の制定は制度の整合性を図るために必要不可欠な措置です。

このため、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、賛成いたします。

○議長（枝久保喜八郎） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第５、議案第２号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 議案第２号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー１とあります令和７年第１回定例会埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の４ページをお開きください。

この条例は、下段の提案理由にありますように、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をする必要があるため、制定するものです。

内容でございますが、右肩にナンバー４とあります議案参考資料の６ページをお開きください。

趣旨ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、２つの条例について所要の規定の整備を行うものです。

中ほどの改正内容になりますが、第１条につきまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定中、残業免除の対象を３歳未満の子を養育する職員から、小学校就学前の子を養育する職員に拡大するよう改めます。

次に、第２条ですが、法改正により埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例で引用する法律の条項にずれが生じるため、これを新たな条項に改めます。

なお、新旧対照表は７ページから９ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で議案につきましての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第6、議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります令和7年第1回定例会埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の6ページをお開きください。

この条例は、下段の提案理由にありますように、会計年度任用職員に支給する報酬等について、必要な規定の整備をするため、制定するものです。

内容でございますが、右肩にナンバー4とあります、議案参考資料の10ページをお開きください。

趣旨ですが、令和6年人事院勧告において、全ての職員の俸給表を引上げ改定するよう示されたこと、また、埼玉県の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正に倣い、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正するものです。

中ほどの改正内容になりますが、会計年度任用職員に支払う報酬額の上限の基礎となる月額について、埼玉県会計年度任用職員の報酬等に関する条例と同様の改正を行います。

施行期日につきましては公布の日からとしますが、別表第1の改正については、令和6年4月1日に遡って適用することとします。

なお、新旧対照表は11ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で議案につきましての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） この条例に改正による予算への影響額と一人一人の改正前、改正後の報酬額の比較、また、栄養士、保健師、看護師の配置数と業務内容をお示してください。

○議長（枝久保喜八郎） 答弁願います。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 御質問にお答えします。

広域連合の会計年度任用職員の報酬は、埼玉県会計年度任用職員の報酬に関する条例・規則に準拠して定めており、報酬の上限額を条例で規定し、その範囲内で規則により具体的な支給金額を定めています。

県条例・規則ともに令和6年12月24日に改正され、それによると、実際に適用する職種ごとの報酬金額の最高額は、改正前の県条例の上限額を超えない額が設定されています。このため、今回の条例改正で上限額が引き上げられることによる直接的な影響はありませんが、規則改正により、報酬金額の総額が212万6,400円増加することとなり、令和7年度一般会計予算案の一般管理費の報酬費に反映させています。

また、7時間週5日勤務の一般事務を行う会計年度任用職員の現行の条例上の1か月当たり報酬の上限額は23万3,100円、改正後は29万1,400円となります。なお、この職で実際に支給する最高号給は20万1,100円が22万4,200円となります。

7時間週3日勤務の保健師である会計年度任用職員の現行の条例上の1か月当たり報酬の上限額は18万5,500円、改正後は23万1,900円となります。なお、この職で実際に支給する最高号給は14万2,700円が15万8,700円となります。

現在、当広域連合では会計年度任用職員の保健師を1人任用しており、医療費分析と各市町村に委託している高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に関する指導、助言などの業務に従事しています。

また、栄養士、看護師は任用していません。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 再質疑はございますか。

○17番（鳥羽 恵） ございません。

○議長（枝久保喜八郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第7、議案第4号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 議案第4号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とございます議案書の8ページをお開きください。

この条例は、提案理由にありますように、令和7年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者に対する被保険者の均等割額の軽減判定基準を変更するため制定するものです。

次に、恐れ入りますが、右肩にナンバー4とございます議案参考資料の12ページをお開きく

ださい。

改正の内容ですが、令和7年度以降の保険料の軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乘じる金額を、5割軽減については29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減については54万5,000円から56万円に引き上げるものです。

これは、令和7年1月16日に公布された高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に合わせて改正するものです。

なお、条例の新旧対照表は13ページ及び14ページのとおりでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第4号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第8、議案第5号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 議案第5号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とございます横長の「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の3ページをお開きください。

一般会計補正予算は、第1条に記載のとおり、債務負担行為の設定でございます。

4ページを御覧ください。

今回、令和7年度の「広域連合システムITコンサルタント業務委託」について、令和6年度中に入札手続等を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第5号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第9、議案第6号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 議案第6号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ右肩にナンバー2とあります「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の9ページを御覧ください。

特別会計補正予算は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1億171万8,000円を減額し、総額を9,348億6,500万2,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の設定につきましては、12ページを御覧ください。

「令和7年度後期高齢者医療制度のてびき印刷業務」のほか6件について、令和6年度中に入札等の手続を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、歳入歳出の内訳は、右肩にナンバー5とあります「議案参考資料」の3ページを御覧ください。

初めに、歳入について、一番上の段、「国庫支出金」の「特別調整交付金」は「健康診査事業費補助金」からの財源更正等による増額、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る事業費の減等に伴う減額により、差引き3億6,916万7,000円を増額するものでございます。

また、その下、「健康診査事業費補助金」は「特別調整交付金」への財源更正により減額するもので、「災害臨時特例補助金」は東日本大震災に係る保険料等の減免分を受け入れることにより増額するものでございます。

上から2段目、「繰入金」の「保険給付費支払基金繰入金」は国庫補助金の受入れや高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る事業費の減に伴う減額、国への過年度分精算返還金等の増額により、差引き6,819万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出については4ページを御覧ください。

一番上の段、「支払基金拠出金」は「出産育児支援金」が見込額を上回ったことによる増額、上から2段目、「保健事業費」は高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る市町村への委託料が見込みを下回ったことによる減額、上から3段目、「諸支出金」は令和5年度分の財政調整交付金の精算額の確定に伴い増額するものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 1億171万8,000円の減額の理由は、今4ページで示されている高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の事業費が当初予算額を下回ったということだったのですけれども、当初予算額を下回ったということは、各自治体が委託料を最大限有効に活用して

保健事業と介護予防に取り組むための、具体的な指導や助言は行われたのでしょうか。

○議長（枝久保喜八郎） 古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 御質問にお答えします。

市町村からは具体的な取組方法や組織体制などについての相談が多く寄せられています。このため、広域連合では国のガイドラインの活用や先進事例等の紹介、データ分析結果から新たな取組の方法を市町村へ提案する、また、専門機関の意見を聞くようアドバイスを行うとともに、その活用に向けた調整を行うなどの支援を行っています。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 再質疑はございませんか。

○17番（鳥羽 恵） ございません。

○議長（枝久保喜八郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第6号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第10、議案第7号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 議案第7号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー3とあります「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算及び予算説明書」の3ページを御覧ください。

令和7年度の一般会計予算総額は、第1条のとおり25億2,030万円とするものでございます。

歳入歳出の主な内訳ですが、右肩にナンバー5とあります横長の「議案参考資料」の7ページを御覧ください。

初めに、歳入についてですが、一番上の段、「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づいて各市町村に御負担いただく共通経費負担金で、令和6年度と比較して5,653万8,000円の増となっております。これは、給与改定等により人件費が増えたことなどによるものでございます。

上から2段目、「国庫支出金」は、被保険者の代表や医療関係者の方々などから意見を聞く後期高齢者医療懇話会と保健事業実施に伴う保健師の雇用に係る費用に対する特別調整交付金を計上するものでございます。

続きまして、歳出について8ページを御覧ください。

一番上の段、「議会運営に係る経費」は、議員報酬や議会運営に係る経費、一番下の段、「電算システム等に係る経費」は、職員の情報系パソコンとサーバ等の賃借料などに係る経費でございます。

次に、9ページを御覧ください。

上から2段目、「事務局職員に係る経費」は、会計年度任用職員の報酬や事務局職員の人件費等でございます。

上から4段目の2行目、「事務経費繰出金」20億5,466万2,000円は、特別会計の事務経費を繰り出すものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） この予算の中で、栄養士や看護師は保健事業の推進等に重要だと考えますが、配置の予定はないのでしょうか。

○議長（枝久保喜八郎） 答弁願います。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 御質問にお答えいたします。

栄養士、看護師の配置は検討していません。

以上でございます。

○議長（枝久保喜八郎） 再質疑はございますか。

○17番（鳥羽 恵） ございません。

○議長（枝久保喜八郎） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

まず、本案に対する反対討論を許可いたします。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 議案第3号に対する質疑で、本広域連合は栄養士、保健師、看護師のうち保健師しか配置していないことが分かりました。その業務内容も指導、助言のみでした。

新潟県後期高齢者医療広域連合では、「楽チン☆自宅で栄養相談」という名前をつけて、新潟市と共同で管理栄養士が自宅を訪問し、栄養改善に向けた相談事業を行っています。栄養相談は新潟県の栄養士会に委託をして、半年に3回、費用負担は一切ありません。無料で受けることができます。前の年の後期高齢者の健康診査の結果から割り出して、対象、必要と思われる方には案内を発送して促して、案内が届いていなくても、御本人が心配であれば、食生活に不安がある人や管理栄養士に相談したい人はいつでも相談できるという積極的な取組を行っています。

これは高齢者の低栄養防止、重症化予防等の推進事業の検証結果などを踏まえたものです。国保から後期高齢者医療保険に移行したときに、現状では断絶してしまっている保健事業を切れ目なく受けられるようにすることを目的として工夫されました。

厚労省はガイドラインで、保健、医療の視点で専門職が出かけていって、積極的に関与することを求めています。埼玉県は平均寿命が男女ともに全国平均よりも低く、男性24位、女性39位と健康課題の多い県です。保健師だけでは不十分です。市町村に対して専門機関の意見を聞くようアドバイスを行うという御答弁でしたが、栄養士や看護師を配置して、専門家として派遣して積極的な高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に取り組むことを求めて、本議案に反対いたします。

○議長（枝久保喜八郎） 次に、賛成討論を許可いたします。

18番、佐藤弘一議員。

○18番（佐藤弘一） 18番、佐藤でございます。

議案第7号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について賛成の立場から討論をいたします。

令和7年度の予算額は25億2,030万円で、対前年比で6,230万円増加しています。その内容について確認すると、事務局職員給与等負担金が約3,000万円増と最も増加額が大きくなっていますが、これは人事院勧告による給与改定を的確に反映したものと考えられます。

また、特別会計への事務経費の繰出金も約1,100万円増と、額が大きく伸びていますが、被保険者数の増加や物価高騰を考慮すると妥当なものと考えられます。

今回の予算案は、こうした社会情勢の変化に適切に対応するとともに、事務の効率化を図る事業の経費を計上するなど後期高齢者医療の適正な運営に資するものと言えます。

こうしたことから、議案第7号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について賛成いたします。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） ほかに討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第7号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第11、議案第8号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 議案第8号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ、右肩にナンバー3とあります横長の「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算及び予算説明書」の23ページを御覧ください。

令和7年度の特別会計予算総額は、第1条に記載のとおり9,670億3,900万円とするものでございます。

歳入歳出の主な内訳ですが、右肩にナンバー5とあります横長の「議案参考資料」の13ページを御覧ください。

初めに、歳入についてですが、一番上の段、「市町村支出金」は、市町村が徴収した保険料や低所得者などに対する保険料軽減補填分の負担金、療養の給付等に係る市町村の定率負担金でございます。

上から2段目、「国庫支出金」は、療養の給付等に係る定率負担金や80万円を超える高額な医療費に係る負担金、広域連合間の所得格差による財政力の調整を図るための普通調整交付金や健康診査事業等に係る補助金などでございます。

一番下の段、「県支出金」は、療養の給付等に係る定率負担金や高額な医療費に係る県の負担金等でございます。

14ページを御覧ください。

一番上の段、「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金でございます。

上から2段目、「特別高額医療費共同事業交付金」は、レセプト1件につき400万円を超える高額な医療費に係る共同事業からの交付金、上から3段目、「繰入金」は、特別会計の事務経費を一般会計から繰り入れる「事務経費繰入金」と、保険料の剰余金を積み立てている保険給付費支払基金から保険給付等の経費に充てるために繰り入れる「保険給付費支払基金繰入金」でございます。

続いて、歳出につきまして、15ページを御覧ください。

上の段、「保険給付に係る経費」は、被保険者の医科、歯科、調剤の給付費などに係る「療養給付費等」などで、被保険者数の増加等により、令和6年度と比較して388億5,715万3,000円の増となっております。

下の段、「高齢者保健事業に係る経費」は、健康診査事業を市町村に委託する「健康診査委託料」や、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る「市町村保健事業委託料」などでございます。

16ページを御覧ください。

上から2段目、「レセプトの審査・点検等に係る経費」は、レセプトの審査支払い業務を国民健康保険団体連合会に委託する「審査支払委託料」のほか、レセプトの2次点検及び療養費の点検に係る「レセプト点検委託料」などでございます。

17ページを御覧ください。

上の段、「医療費適正化に係る経費」は、ジェネリック医薬品の利用促進に係る差額通知の発送費用や、第三者行為に係る損害賠償求償事務委託料など、下の段、「資格確認書、ミニガイド等の作成等に係る経費」は、「後期高齢者医療制度のてびき」や資格確認書の作成費用などでございます。

18ページを御覧ください。

「広域連合電算システムに係る経費」は、広域連合の事務処理業務を行ういわゆる標準システムについて、新システムの運用経費と検証用に残る旧システムの一部の運用経費でございます。

19ページを御覧ください。

上から2段目、「拠出金・積立金・公債費」のうち、1行目の「特別高額医療費共同事業拠出金」は、レセプト1件につき400万円を超える高額な医療費に係る共同事業への拠出金、2行目の「支払基金拠出金」は、社会全体で子育てを支援するための「出産育児支援金」を拠出するものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 幾つか確認させていただきたいので、まとめて質問いたします。順次お答えください。

「当初予算の概要」の3ページ、歳入「1 市町村支出金」の増減率が令和6年度は8.3%だったのが令和7年度は4.7%と半減の理由。

2番目に、歳入「6 財産収入」。増減率令和6年度はゼロに対して、令和7年度は3,657.9%、令和6年度の132万7,000円に対して4,986万7,000円にも増えている理由。

3番目が、歳入「7 繰入金」の増減率は令和6年度は204.1%でしたが、令和7年度はマイナス4.3%、この激しい差の理由。

それから、「当初予算の概要」の6ページ、短期被保険者証は令和元年から令和3年、令和4年から令和6年では倍に増えて高止まりしていますけれども、その理由。

それから、7ページから8ページ、1人当たりの医療給付費が上がり続けて、増減率も大きくなっている理由。

続いて、6番目が、健康診査の受診者も受診率も、また人間ドックの受診者数も増加しているのに医療給付金が上がり続けていますが、健康診査や人間ドックが健康増進に結びついてい

るかどうか。

それから、7番目が、63自治体のうち人間ドック実施市町村はずっと60です。実施していない3自治体はどこなのか。また、実施していない理由をお示してください。

それから、移送費の件数、予算額が10倍に激増している理由をお示してください。

それから、「当初予算の概要」の9ページ、保険給付費支払基金残高の見込みが激増していますけれども、この理由。

そして、議案参考資料15ページ、歳出の傷病手当金は令和6年度は120万円、令和5年度は600万円に激増して、今度令和7年度は10万円に激減しています。その理由。

それから、本予算には今年8月に予定されている高額療養費自己負担分の上限額引上げは計上されているのかどうか。

以上、11点になりますがお示してください。

○議長（枝久保喜八郎） 答弁願います。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 保険料課所管分について4点御質問いただきましたので、順次お答えいたします。

まず、1点目、市町村支出金の増減理由です。

市町村支出金は、保険料等の納付金や療養の給付等に係る市町村の定率負担金から成り、被保険者数の増加や1人当たり医療費の上昇に伴い年々額が増加しています。特に令和6年度は保険料率改定及び団塊世代の加入により被保険者数が大きく伸びたことから、8.3%と伸びが顕著になりました。

令和7年度は団塊世代の加入に伴う被保険者数の増加の影響は緩やかになったものの、依然として増加見込みであり、4.7%の増となっています。

次に、2点目、繰入金の増減理由についてです。

保険給付費支払基金繰入金の額の増減が大きく影響しております。令和4、5年度の保険料率改定時の見込みに基づき、令和4年度は予定どおり約61億円を繰り入れ、令和5年度は約75億円の繰入金を予定していました。

しかし、令和5年度の予算積算に際し、最新の実績を基に計算したところ、歳出である医療給付費等が料率改定時の見込みを下回った一方、歳入である保険料額が見込みを上回ったことから繰入額が減り、約10億円となりました。

令和6年度は令和6、7年度の保険料率改定時の見込みに基づき、予定どおり約80億円を繰り入れたため、前年度比で大幅な増となっています。

また、令和7年度は約95億円を繰り入れる予定でしたが、実績を踏まえ計算したところ、約

75億円となり、対前年比4.3%の減となっています。

次に、3点目、短期被保険者証の交付件数についてです。

令和3年度に短期被保険者証を活用して納付折衝機会の拡大を図る旨の収納対策を推進した結果、交付件数が増加し、以降、短期被保険者証を活用した収納対策を実施していただいたところでは。

なお、被保険者証廃止に伴い、短期被保険者証の交付は終了しています。

最後に、4点目、保険給付費支払基金の残高の見込みが減少した理由についてです。

令和6、7年度保険料率改定時に基金残高198億円のうち、財政リスクへの対応のため基金に残す23億円を除いた175億円を令和6年度に約80億円、令和7年度に約95億円を取り崩す計画としました。この計画に基づき、令和6年度に約80億円、令和7年度には医療給付費等の実績を踏まえ再計算した約75億円を取り崩すとともに、令和5年度の決算剰余金約24億円を積み立てた結果、令和7年度の残高見込みは約67億円となったところです。

保険料課所管分については以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 御質問のうち、令和7年度の財産収入が増えた理由についてお答えします。

財産収入は保険給付費支払基金を運用した際の預金利子です。令和5、6年度の利率はいずれも0.02%で増減率はゼロであったものが、金利の上昇に伴い、令和7年度は利率を0.35%で見込んでおり、額が増加したものでございます。

総務課所管分については以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 御質問のうち給付課所管分について6点御質問をいただきましたので、順次お答えします。

まず、1点目、1人当たりの医療給付費が上がり続けている理由についてです。

厚生労働省が公表している「国民医療費の概況」でも、1人当たり医療費は、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度を除き過去5年以上上昇を続けています。その主要因として医療の高度化が挙げられています。

次に、2点目、健康診査の受診者数などの増加が健康増進に結びついているのかについてです。

健康診査等の受診により、生活習慣病をはじめとした疾病の早期発見につながり、健康増進が図られていると考えています。

次に、3点目、人間ドック未実施の3自治体はどこで、なぜ実施していないのかについてで

す。

3自治体は、春日部市、狭山市、吉川市で、国民健康保険においても人間ドックを助成対象としておらず、健康診査及びがん検診の実施で人間ドックと同等の結果が得られることができると考えているため、人間ドックの助成は未実施と聞いています。

次に、4点目、移送費の件数が激増したのはなぜかについてです。

令和7年度は予算積算上の件数で、過去5年間の最大の数字を計上しています。

次に、5点目、令和7年度の傷病手当金が10万円に減少している理由についてです。

傷病手当金は、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し労務できなくなった場合に支給するもので、発症日が令和5年5月7日以前のものを対象としています。

このため、申請件数は年々減少しており、令和7年度は過去の支給実績から1件当たりの支給額を5万円と見込み、年間の支給件数を2件とし10万円としたものです。

最後に、8月に予定されている高額療養費自己負担分上限額引上げを予算計上しているかについてです。

令和7年度予算案では、高額療養費の自己負担分上限額引上げの影響は加味していません。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 再質疑はございますか。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 5番目の質問、医療給付費の上昇と6番目の質問、健康診査等の受診について伺います。

全国保険医団体連合会は2020年10月22日から2023年3月24日まで半年間アンケート調査を行いました。1万7,616人が回答して、1割負担の人は12.8%、2割負担の人は25%、4人に1人が受診を控えていると答えました。加えて、この調査では全世代で経済的理由で受診を控えている人が約2割でした。受診控えは重症化につながります。

健康診査等の受診は追加参考資料⑩のとおり、令和5年度後期高齢者健康診査の受診率は僅か34.3%であり、5割を超えているのは県内春日部市、桶川市、北本市しかありません。7割近い方が健康診査を受けていない上に、4人に1人が受診控えをしているという現状は当然重症化を招くわけですが、医療費の上昇の要因として重症化は考えられないということですか、お答えください。

加えて、7番目に質問した人間ドックを行っていない3自治体ですけれども、春日部市、狭山市、吉川市、国民健康保険の健康診査及びがん検診の実施で人間ドックと同等の結果が得られることができると考えているため未実施ということでしたが、そうであるならこの事業は不

要なわけで、人間ドックは健康診査と比べて詳細な検査内容となっているからこの事業があるわけです。

特に狭山市は眼底検査以外の保健事業を行っていません。同じ保険料を払っているのですから、この3つの自治体には人間ドックに取り組むよう働きかけるべきと考えますが、いかがですか、お答えください。

○議長（枝久保喜八郎） 答弁願います。

古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 2点御質問をいただきましたので、順次お答えします。

まず、医療費の上昇の要因として重症化は考えられないかについてです。

医療費の上昇には様々な要因があると考えています。その中で、例えば健康診査を受診せず自覚症状もなかったため、病が進行して重症化してしまったため、軽症のときよりも医療費が上昇するといった事例もあると認識しています。

次に、人間ドックに取り組むよう働きかけが必要ではないかについてです。

人間ドックを実施していない自治体は、国民健康保険においても人間ドック未実施のため、広域連合からの働きかけは行っていません。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 再々質疑はございますか。

○17番（鳥羽 恵） ございません。

○議長（枝久保喜八郎） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第8号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後２時３５分

再開 午後２時４１分

○議長（枝久保喜八郎） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（枝久保喜八郎） 日程第12、「後期高齢者医療広域連合の所管事務に対する一般質問」を行います。

これより、お手元に配付した通告書のとおり一般質問を許可いたします。

なお、議案質疑と重複する質問は避け、質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） それでは、一般質問をさせていただきます。

「1 マイナ保険証一本化について」伺います。

「（1）登録率・利用率・解除について」伺います。

10月31日の第2回定例会では、令和6年8月時点でマイナ保険証登録率が56.95%、利用率が12.74%でした。今回の追加参考資料⑥、11月時点で登録率61.38%、利用率は19.54%、政府も広域連合も必死になって普及に力を入れてきたにもかかわらず、利用率は2割に届きません。

そして、追加参考資料の⑦、1,360件もの方が1度マイナ保険証を登録したにもかかわらず、わざわざ解除しています。後期高齢者にとってマイナ保険証への一本化には無理があることは明らかです。

この現実を広域連合としてどう受け止めているのかを伺います。

○議長（枝久保喜八郎） 答弁願います。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 御質問にお答えいたします。

マイナ保険証については、令和6年1月末時点では登録率が50.04%だったものが11.34ポイントの増、利用率が2.43%だったものが17.11ポイント増と着実に伸びています。

また、マイナ保険証のひもづけ解除をされる方が一定数いらっしゃいますが、保険診療を受

けるための資格確認書を速やかに発行するなどの迅速な対応を行います。

国を中心に引き続きマイナ保険証利用促進についての周知が行われており、今後も登録率・利用率は上昇していくものと考えております。

広域連合においても、リーフレットを送付するなど利用を促進してまいります。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 再質問をさせていただきます。

お答えになっていません。私が伺っているのは、今に至るも登録率は6割程度で、利用率が2割にも満たない、その上、わざわざ手間をかけて解除まで行っている高齢者が1,360人もいるということについて、全くマイナ保険証が歓迎されていないということへの受け止めに伺っているわけです。

今の御答弁は、歓迎されていないものを何が何でも押しつけていくというものではありませんか。再度お答えください。

○議長（枝久保喜八郎） 土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 御質問にお答えいたします。

広域連合では、マイナ保険証の利用促進を行っていますが、マイナンバーカードの取得及びマイナ保険証のひもづけはあくまで任意であり、強制するものではありません。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） あくまで任意であるという重要な御答弁でした。

次に進みます。

「（2）短期被保険者証・資格証明書・特別療養費について」伺います。

12月2日以降の今までの保険証の新規交付を廃止したことによって、短期被保険者証、資格証明書、特別療養費がそれぞれどうなったのかをお示してください。

○議長（枝久保喜八郎） 答弁願います。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 御質問に順次お答えいたします。

まず、短期被保険者証についてです。

これまで一定以上の所得があるにもかかわらず、保険料の9割以上を滞納している方に対して、納付折衝の機会を確保するため、有効期間を通常の1年より短い4か月としたいいわゆる短期証を交付しておりましたが、被保険者証廃止とともに廃止されております。

マイナ保険証及び資格確認書については、保険料の未納付を理由に有効期間を短く設定する

ことはできませんので、保険料未納の方には通知の発送や電話、訪問などの方法により、納付の働きかけや納付相談を行うことになります。

次に、資格証明書及び特別療養費についてです。

これまで保険料を滞納している方が、特別の事情がないまま納期限から1年を過ぎても納付しない場合には、被保険者証の返還を求めて資格証明書を交付することとされていました。

しかし、被保険者証の廃止に伴い、資格証明書も廃止され、新たに特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う仕組みが整備されました。この事前通知を受けた方は、特別療養費の支給対象となり、医療機関の窓口で一旦医療費の全額をお支払いいただいた後、申請により医療費の一部を特別療養費として受け取るようになります。

なお、これまでの資格証明書においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、厳格な運用が求められており、後期高齢者に対しての交付実績はありません。特別療養費の支給に変更する旨の事前通知においても、同様に厳格な運用をすることとされています。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 再質問いたします。

短期被保険者証と資格証明書は廃止されて特別療養費は残ることになりますが、短期被保険者証は保険料未納者との納付折衝、接触の機会を増やして自主的な納付を直接働きかけることを目的として設けられたものです。廃止されたことで納付相談の機会が減ってしまうのではありませんか。

○議長（枝久保喜八郎） 土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 御質問にお答えいたします。

短期被保険者証交付のタイミングでの納付相談はなくなりますが、広域連合としては、市町村と連携し、納付相談の機会が減ることのないよう努めてまいります。

また、収入や生活の状況の実態把握を丁寧に行い、引き続き被保険者に寄り添った対応を心がけてまいります。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 次に進みます。

「（3）現行保険証の存続について」。

登録率、利用率から見ても、後期高齢者がどれだけ今までの被保険者証を頼りにしているか、安心な存在になっているかは明らかです。マイナ保険証を一度所持した高齢者がわざわざ解除

しているのは、マイナ保険証を持っていたら資格確認書がもらえないからです。資格確認書の書面に記載されているものは紙の被保険者証と同じ、その上、マイナ保険証が不安な人、拒んでいる高齢者、登録してもなお利用しない人がこれだけいるわけですから、利用促進についての周知だの、リーフレットの発送だの、拒んでいるものを押しつけるのではなく、紙の被保険者証を残すことが最も高齢者の安心につながるものではありませんか。

私は、この安心のよりどころとなっている紙の被保険者証を残すことを、広域連合が国に求めるべきと考えます。見解を伺います。

○議長（枝久保喜八郎） 答弁願います。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 御質問にお答えいたします。

被保険者証廃止後、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証をお持ちでも利用が困難な方には資格確認書を交付することとされています。

マイナ保険証の有無にかかわらず、全ての被保険者がこれまで同様に保険医療を受けられる体制が整えられているため、紙の被保険者証の存続を国に要望することは考えておりません。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） マイナンバーカードの有効期限は10年です。電子証明書の有効期限は5年、これを過ぎるとマイナ保険証は使えなくなります。後期高齢者の特質、特性から考えれば、うっかりしたり、認知症を患ったり、施設に入所したりで無保険になることが危惧されますが、いかがですか。

○議長（枝久保喜八郎） 答弁願います。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れても、3か月間は引き続きマイナ保険証として医療機関を受診することが可能です。

また、更新がなされない場合、有効期限終了後3か月が経過する前に、保険者が職権で資格確認書を交付するため、無保険状態になることはありません。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） いっつき無保険状態になることを防げて、困難があるから申請ができないわけで、資格確認書発行後の3か月間で更新できるようにフォローはあるのかどうか、お示してください。

○議長（枝久保喜八郎） 土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの電子証明書の更新がなされない場合は、有効期限終了後3か月が経過する前に、次の一斉更新まで有効な資格確認書を交付します。

また、マイナンバーカードの電子証明書が更新されない限り、一斉更新時にはマイナ保険証を所持していないと判断し、職権で資格確認書の交付を続けます。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） それでは、これまでの御答弁から確認の質問です。

先ほどの御答弁どおり、マイナンバーカードの取得及びマイナ保険証のひもづけはあくまでも任意であり、強制するものではないという立場で、広域連合として後期高齢者に対して無保険状態は決してつくらないということによろしいですか。

○議長（枝久保喜八郎） 17番、鳥羽恵議員、再々質問は既に終わっておりますので、再々質問は受け付けられません。よろしいでしょうか。

○17番（鳥羽 恵） はい。

○議長（枝久保喜八郎） 改めて、では、違う項目の質問をお願いいたします。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 失礼しました。

「2 難聴対策・ヒアリングフレイルについて」伺います。

「（1）補聴器助成について」。

全国の地方自治体のうち、18歳以上を対象とした補聴器購入助成制度を実施している自治体は237になりました。東京では26、埼玉県では10の自治体の実施しています。

高齢者の補聴器購入費の助成を行っている自治体は、費用の一部を助成することで高齢者に日常生活におけるコミュニケーションの促進を図り、積極的な社会参加の支援に資することを目的としています。フレイル対策としても有効です。

私は後期高齢者に対しての補聴器の助成を国に求めるべきと考えます。見解を伺います。

○議長（枝久保喜八郎） 古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 御質問にお答えします。

補聴器は福祉の枠組みの中で支援対象としているものであり、治療に対する医療給付を目的とする医療保険制度にはなじまないものであることから、広域連合では補聴器の助成を国に求めることは考えておりません。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） それでは、「（2）加齢性難聴早期発見のための聴力検査について」に進みますが、そうであるなら、加齢性の難聴早期発見のための聴力検査について、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会の令和5年度老人保健健康増進事業の「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業」、この報告書では、普及啓発、早期発見、早期治療が最も重要と報告し、特に検査に結びつけること、検査の機会をつくること、増やすことを求めています。

専門家が強く求めているわけですから、私は後期高齢者健康診査に聴力検査が必要と考えます。見解を伺います。

○議長（枝久保喜八郎） 答弁願います。

古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 御質問にお答えします。

聴力検査は健康診査における国の交付金等の対象になっていないため、新たに追加した場合、15億円以上の費用が必要となり、その分保険料を増額しなければなりません。このため、健康診査において聴力検査を実施することは考えていません。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 「（3）包括補助金について」に進みますが、ところが、包括補助金、東京都議会で補聴器補助に包括補助金が活用できることが明らかになりました。都は補聴器助成を個別の補助金として計上し、区・市町村の取組を支援することになりました。

包括補助金は後期高齢者医療広域連合でも利用できます。後期高齢者医療広域連合は、高齢者が必要な医療サービスを受けられるようにするための組織であって、包括補助金を通じて医療費の一部を補助することができます。

現在県内で10の自治体が補聴器購入助成を行っていますが、包括補助金を活用すれば、もっと前進させることができます。ぜひ御検討いただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（枝久保喜八郎） 古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 御質問にお答えします。

先ほどお答えしたとおり、補聴器の助成は福祉の枠組みの中で支援対象としているものであり、広域連合では県に支援を求めることは考えておりません。

以上です。

○議長（枝久保喜八郎） 以上で、17番、鳥羽恵議員の一般質問を終了いたします。

これにて本定例会に付議された事件の議事は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

◎広域連合長挨拶

○議長（枝久保喜八郎）　ここで、広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則）　議長からお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

上程させていただきました議案８件につきまして、全て御同意をいただき、誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、当広域連合議会の運営に対しまして、今後もお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（枝久保喜八郎）　これをもちまして、令和７年第１回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会　午後２時５８分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 枝 久 保 喜 八 郎

署 名 議 員 渡 邊 一 美

署 名 議 員 須 永 宣 延

審 議 結 果 一 覽

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

広域連合長提出のもの（８件）

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
1	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7 . 1 . 30	7 . 1 . 30	原案可決
2	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
3	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
4	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
5	令和６年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃
6	令和６年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃
7	令和７年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算			
8	令和７年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算	〃	〃	〃

議

案

議 案 第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年1月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第13条第5項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び附則第2条第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条中埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第2条第10項及び第13条第5項の表第39条第1項第1号の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項にお

いて同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年1月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備をするため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「により当該」を「により、当該」に改め、同条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第3項中「当該子」を「、当該子」に改め、同条第4項中「により当該」を「により、当該」に改め、「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり」を削り、「前項中」を「前2項中」に改める。

(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による」を「第61条の2第20項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 3 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年
広域連合条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年1月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

提 案 理 由

会計年度任用職員に支給する報酬等について、必要な規定の整備をするため、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正したので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年
広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項後段中「得た額」の次に「の総額」を加える。

別表第1栄養士の項及び保健師、看護師の項中「一級」を「二級」に改め、「給料
月額」の次に「及びその給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額」を加え、
同表前記以外の職の項中「給料月額」の次に「及びその給料月額に100分の25を
乗じて得た額の合計額」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医
療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次項において「改正後の報酬
条例」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 改正後の報酬条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の埼
玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づ
いて支給された報酬は、改正後の報酬条例の規定による報酬の内払とみなす。

議 案 第 4 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年1月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝 則

提 案 理 由

令和7年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者に対する被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議 案 第 5 号

令和 6 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

令和 7 年 1 月 3 0 日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提 案 理 由

地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、この案を提出する。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広域連合システムITコンサルタント業務委託	令和6年度～令和7年度	千円 6,930

議 案 第 6 号

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ101,718千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ934,865,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年1月30日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

(歳入)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 国 庫 支 出 金			280, 276, 439	△169, 912	280, 106, 527
		2. 国 庫 補 助 金	62, 487, 922	△169, 912	62, 318, 010
7. 繰 入 金			9, 621, 503	68, 194	9, 689, 697
		2. 基 金 繰 入 金	8, 031, 093	68, 194	8, 099, 287
歳 入	合 計		934, 966, 720	△101, 718	934, 865, 002

(単位 千円)

(歳 出)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4.	支 払 基 金 拠 出 金		705,583	8,665	714,248
		1. 支 払 基 金 拠 出 金	705,583	8,665	714,248
5.	保 健 事 業 費		5,802,004	△277,500	5,524,504
		1. 健 康 保 持 増 進 事 業 費	5,802,004	△277,500	5,524,504
8.	諸 支 出 金		7,917,867	167,117	8,084,984
		1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	7,917,867	167,117	8,084,984
歳	出	合 計	934,966,720	△101,718	934,865,002

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度後期高齢者医療制度のてびき印刷業務	令和6年度～令和7年度	14,933 千円
市町村配付用等窓付封筒印刷業務	令和6年度～令和7年度	3,509
療養費データ入力業務委託	令和6年度～令和7年度	1,213
申請書等電子化に係るデータ作成業務委託	令和6年度～令和7年度	10,125
後期高齢者医療資格確認書等作成業務委託	令和6年度～令和7年度	122,354
標準システム電子複写機貸借	令和6年度～令和11年度	1,683
令和7年度健康長寿歯科健診受診券等作成業務委託	令和6年度～令和7年度	30,242

議案第 7 号

令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 520, 300 千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50, 000 千円と定める。

令和 7 年 1 月 30 日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提案理由

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、この案を提出する。

第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位 千円)

款		項	金	額
1. 分担金及び負担金				2,503,256
		1. 負担金		2,503,256
2. 国庫支出金				12,674
		1. 国庫補助金		12,674
3. 財産収入				834
		1. 財産運用収入		834
4. 繰越金				1
		1. 繰越金		1
5. 諸収入				3,535
		1. 預金	利子	2,642
		2. 雑収入		893
歳入	合	計		2,520,300

(歳出) (単位 千円)

款		項	金	額
1. 議	会	費		
		1. 議	費	1,925
2. 総	務			1,925
		1. 総	務	455,712
		2. 選	挙	455,568
		3. 監	査	68
3. 民	生	員	費	76
				2,054,662
4. 公	債	1. 社	会	2,054,662
			福	1
			祉	1
5. 予	備	1. 公	債	8,000
			備	8,000
		1. 予	合	2,520,300
			計	

議 案 第 8 号

令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 6 7, 0 3 9, 0 0 0 千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 0, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 1 月 3 0 日 提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

提 案 理 由

地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、この案を提出する。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款		項	金	額
1. 市	町 支 出 金			194,000,217
		1. 市 町 村 負 担 金		194,000,217
2. 国	庫 支 出 金			291,389,829
		1. 国 庫 負 担 金		226,675,840
		2. 国 庫 補 助 金		64,713,989
3. 県	支 出 金			79,904,225
		1. 県 負 担 金		79,904,224
		2. 財政安定化基金支出金		1
4. 支 払 基 金 交 付 金				387,053,354
		1. 支 払 基 金 交 付 金		387,053,354
5. 特別高額医療費共同事業交付金				1,099,507
		1. 特別高額医療費共同事業交付金		1,099,507
6. 財 産 収 入				49,867
		1. 財 産 運 用 収 入		49,867
7. 繰 入 金				9,626,514
		1. 一 般 会 計 繰 入 金		2,054,662
		2. 基 金 繰 入 金		7,571,852
8. 繰 越 金				3,000,000
		1. 繰 越 金		3,000,000
9. 諸 収 入				915,487
		1. 延滞金、加算金及び過料		2
		2. 預 金 利 子		37,000
		3. 雑 入		878,485
歳 入	合 計			967,039,000

(歳 出)

(単位 千円)

款		項		金	額
1. 総	務	1. 総	管 理 費		2,152,980
2. 保	険				2,152,980
	給 付 費				953,896,233
		1. 療	養 諸 費		937,239,354
		2. 高	額 療 養 諸 費		13,226,779
		3. そ	の 他 医 療 給 付 費		3,430,100
3. 特別高額医療費共同事業拠出金					1,099,507
		1. 特別高額医療費共同事業拠出金			1,099,507
4. 支 払 基 金 拠 出 金					721,231
		1. 支 払 基 金 拠 出 金			721,231
5. 保 健 事 業 費					5,876,871
		1. 健 康 保 持 増 進 事 業 費			5,876,871
6. 基 金 積 立 金					49,867
		1. 基 金 積 立 金			49,867
7. 公 債 費					1
		1. 公 債 費			1
8. 諸 支 出 金					3,235,310
		1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等			3,235,310
9. 予 備 費					7,000
		1. 予 備 費			7,000
歳 出		合 計			967,039,000